**平成２２年（フ）第４１号**
石川県小松市佐々木町イ173番地
債務者　道下　和子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第７３号**
石川県小松市安宅町チ５番地２
債務者　山崎　知樹
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第１７６号**
福井県坂井市春江町高江第１号１番地127
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７７号**
福井県坂井市春江町高江第１号１番地127
債務者　鷹　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１９号**
福井県越前市広瀬町第113号１番地の10
債務者　大川　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第２３３号**
福井市順化２丁目27番18号、旧住所福井県鯖江市上鯖江１丁目11番５－３号
債務者　伊崎実沙江
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２３５号**
福井県あわら市芦鶴124番地
債務者　田中　洋行
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７６号**
長野市大字高田380番地　ハイツデーリィメドゥＡ―102
債務者　森下　麻紀
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５９号**
三重県伊賀市霧生3488番地
債務者　増田久美子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第７３号**
三重県伊賀市上野忍町2522番地
債務者　嶋名　英一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第１７３号**
三重県四日市市楠町北五味塚1692番地１、住民票上の住所岐阜県海津市南濃町奥条423番地20
債務者　高木　謙治
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１７５号**
三重県桑名市藤が丘６丁目214番地、住民票上の住所三重県桑名郡木曽岬町大字和泉282番地１
債務者　神野　仁一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第３０４号**
兵庫県尼崎市大庄北１丁目３番13号レオパレスＲＸ立花２　203号、住民票上の住所大阪府寝屋川市田井西町21番３号
債務者　弓木　　篤
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４２０号**
兵庫県尼崎市栗山町２丁目22番11号
債務者　加藤　香枝
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４３７号**
兵庫県西宮市大屋町32番18号金井文化202、前住所兵庫県西宮市名塩３丁目10番18号
債務者　栩野千恵美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４６４号**
兵庫県尼崎市御園１丁目17番23号
債務者　山崎　勝子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５０９号**
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目６番11号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町１丁目２番９号グリン・ラフォーレパート１　202
債務者　松平　林弘
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５１７号**
兵庫県西宮市下大市西町10番17号パセオ久保田202号、前住所大阪市淀川区加島３丁目13番11―16号
債務者　大原　幸夫
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係